

横浜市情報公開・個人情報保護審査会答申
(答申第3382号)

令和8年8月28日

横 情 審 答 申 第 3382 号

令 和 8 年 8 月 28 日

横浜市長 山 中 竹 春 様

横浜市情報公開・個人情報保護審査会

会長 松 村 雅 生

横浜市の保有する情報の公開に関する条例第19条第1項の規定に基づく諮問
について（答申）

令和4年5月6日総法第52号による次の諮問について、別紙のとおり答申します。

「平成30年度から令和3年度 横浜市付属機関 行政不服審査会委員が提出した以下の文書 1. 平成31年度の就任時における就任承諾書 市長が交付した委嘱状に対する本人の承諾書に相当する。2. 住居届 認定基準にかかる本人の事情等の提出書類を含む 3. 通勤届 認定基準にかかる本人の事情等の提出書類を含む 4. 対象者 A、B、C 或いはD」の非開示決定に対する審査請求についての諮問

答 申

1 審査会の結論

横浜市長が、「平成30年度から令和3年度 横浜市付属機関 行政不服審査会委員が提出した以下の文書 1. 平成31年度の就任時における就任承諾書 市長が交付した委嘱状に対する本人の承諾書に相当する。2. 住居届 認定基準にかかる本人の事情等の提出書類を含む 3. 通勤届 認定基準にかかる本人の事情等の提出書類を含む 4. 対象者 A、B、C 或いはD」を保有していないとして非開示とした決定は、妥当である。

2 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、横浜市長（以下「実施機関」という。）が令和4年3月22日付で行った上記1記載の行政文書（以下「本件審査請求文書」という。）の非開示決定（以下「本件処分」という。）の取消しを求めるというものである。

3 実施機関の非開示理由説明要旨

本件審査請求文書については、横浜市の保有する情報の公開に関する条例（平成12年2月横浜市条例第1号。横浜市の保有する情報の公開に関する条例の一部を改正する条例（令和4年12月横浜市条例第41号。以下「一部改正条例」という。）による改正前のもの。以下「旧条例」という。）第2条第2項に規定する行政文書が存在しないため非開示としたものであって、その理由は次のように要約される。

- (1) 横浜市行政不服審査会（以下「行政不服審査会」という。）の委員（以下「委員」という。）は、非常勤特別職職員であり、就任に際しては委嘱状を交付している。したがって、就任承諾書の提出を求めておらず、保有していないため、非開示とした。
- (2) 委員の任命に関し、住所地は要件とされていない（横浜市行政不服審査条例（平成27年12月横浜市条例第71号）第6条第1項）。また、委員は、横浜市非常勤特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例（昭和31年8月横浜市条例第31号）第2条第24号に掲げる非常勤の職員に該当し、同条例第3条第2項に基づき報酬を支払っているが、交通費は支給していない。したがって、委員に対し、住居届及び通勤届の提出を求めておらず、保有していないため、非開示とした。

4 審査請求人の本件処分に対する意見

審査請求人が、審査請求書及び反論書において主張している本件処分に対する意見は、次のように要約される。

- (1) 本件処分を取り消し、本件審査請求文書の開示を求める。
- (2) 住居届、通勤届の届出の提出を求めているとのことである。その場合、公務災害補償等の受給において、横浜市議会議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例（昭和42年12月横浜市条例46号）が適用されないおそれがある。労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）第7条に基づいても、これらの書面が必要である。したがって、書面を収受していると思料されるので、その文書の開示を求める。
- (3) 対象者が債権放棄をしているのであれば、それを証する文書の開示を求める。

5 審査会の判断

- (1) 答申に当たっての適用条例について

一部改正条例が令和5年4月1日に施行されたが、本件審査請求は旧条例に基づきなされた処分に対するものであるため、当審査会は、一部改正条例附則第2項の規定により、旧条例の規定に基づき審議することとする。

- (2) 委員の委嘱等に係る事務について

行政不服審査会は、審査請求に係る事件の調査審議等を行う実施機関の附属機関である。総務局法制課は、横浜市事務分掌規則（昭和27年10月横浜市規則第68号）に基づき行政不服審査会に関する事務を所管しており、委員の委嘱、報酬の支払等の事務を担当している。

- (3) 本件審査請求文書について

本件審査請求文書は、本件開示請求書の記載から、平成30年度から令和3年度までに特定の委員が提出した平成31年度の就任時における就任承諾書、住居届及び通勤届と解される。

- (4) 本件審査請求文書の不存在について

ア 本件審査請求文書の不存在について、実施機関に確認したところ、次のとおり説明があった。

- (ア) 委員の就任に当たっては、事前に業務内容等について説明をし、内諾を得ているが、その内諾は口頭でなされており、委嘱する際に就任承諾書は必要とされていない。したがって、内諾に係る文書は存在しない。

(イ) 委員は住居手当や交通費の支給対象者ではないため、支給のために必要な住居届及び通勤届は提出させていない。

(ウ) 通勤災害は合理的な経路及び方法による移動中のものであった場合に認定されるものであり、非常勤である委員については、その認定において通勤届の提出は必須ではない。また、特別職である委員には、一般職の職員と異なり、通勤届を提出する義務はない。

(エ) 住居届及び通勤届を提出させていないので、これらの認定に係る本人の事情等に関する書類も提出させておらず、保有していない。

イ 当審査会は、以上を踏まえ、次のように判断する。

委員を委嘱する際に就任承諾書は必要とされていないことから、委員の就任に当たって就任承諾書の提出を求めているという実施機関の説明に不自然、不合理な点は認められない。

また、実施機関が委員に対し住居届及び通勤届の提出を求めている点については、委員の任命に関し住所地が要件とされていないこと、住居手当や交通費の支給対象者ではないこと及び通勤災害の認定においても提出する義務がないことを踏まえると、不自然、不合理とはいえない。

審査請求人は、労働者災害補償保険法と関連付けた主張をするが、同法はいわゆる非現業の官公署の事業には適用されないので、この主張を認めることはできない。

したがって、本件審査請求文書を取得しておらず、保有していないとの実施機関の説明は首肯できるし、他に本件審査請求文書の存在をうかがわせる事情も認められない。

(5) 審査請求人のその他の主張は、いずれも当審査会の判断を左右するものではない。

(6) 結論

以上のとおり、実施機関が本件審査請求文書を保有していないとして非開示とした決定は、妥当である。

(第二部会)

委員 村上裕章、委員 嘉藤亮、委員 齋藤宙也

《 参 考 》

審 査 会 の 経 過

年 月 日	審 査 の 経 過
令 和 4 年 5 月 6 日	・実施機関から諮問書及び弁明書の写しを受理
令 和 4 年 6 月 17 日	・実施機関から反論書の写しを受理
令 和 8 年 3 月 27 日	・実施機関から口頭意見陳述の記録を受理
令 和 8 年 6 月 22 日 (第469回第二部会)	・審議
令 和 8 年 7 月 21 日 (第470回第二部会)	・審議